

301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様は
平成28年4月1日までに行動計画の策定・届出が必要です！

「女性活躍推進法」説明会のご案内

第189回国会において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」が平成27年8月28日に可決成立し、平成27年9月4日に公布されました。

女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主の皆様は、平成28年4月1日までに、①自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、②一般事業主行動計画の策定・届出、③情報公表などを行う必要があります。常時雇用する労働者が300人以下の事業主におかれましても努力義務となっています。

平成28年4月1日施行に向けた具体的対応及びポジティブ・アクションに係る助成金制度の概要についての説明会を下記により開催しますので、ご参加ください。

日 時	会 場	定 員
平成27年11月18日（水） 【説明会】13：30～15：00 【個別相談会】15：00～15：30	ライズヴィル都賀山 5階 0-1A （守山市浮気町300-24） ※ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。	150名
内 容 ・女性活躍推進法の概要及び一般事業主行動計画の策定・届出について ・女性活躍加速化助成金について ・個別相談コーナー		

【申し込み方法】 下記申込書により、**11月11日（水）まで**に滋賀労働局雇用均等室あて FAX 又は郵送でお申し込みください。ただし、定員に達した場合は締め切りますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】 滋賀労働局雇用均等室 TEL：077-523-1190
〒520-0051 大津市梅林1丁目3-10 滋賀ビル5階

「女性活躍推進法」説明会（H27.11.18） 参加申込書

滋賀労働局雇用均等室 行 FAX：077-527-3277

企業・ 団体名		電話	
役職・ 氏名			

※お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外には使用しません。